【介護保険制度改正の内容について】

＊改正法は本年６月２日公布、一部を除き平成30年４月１日施行

１　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

・市町村は介護保険事業計画において、自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標を具体的に記載することを義務化

・国は、市町村の取組の成果に応じて予算の範囲内で交付金を交付

・成果を評価するための指標については、現在国が検討中

〈指標の例〉地域サロン等の通いの場への参加状況、地域ケア会議の実施状況 等

※要介護認定率の改善度合いのみでは判断しない。

２　介護療養病床の廃止に向けた新たな介護保険施設の創設

・平成18年の医療保険制度改革において、医療及び介護の療養病床のうち、介護療養病床の廃止を決定

・平成29年度末までに、順次老人保健施設等へ転換していく方針であったが、転換が進まなかったため、今般、新たな受け皿として「介護医療院」を創設

・併せて、平成29年度末に予定していた介護療養病床の廃止を更に６年延期

〈介護医療院〉

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設

３　同一事業所における高齢者と障害児者へのサービス提供

・現行制度においては、障害者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行することが必要となり、慣れた事業所を変更せざるをえないことで支障が発生

・今般、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けることを可能とするための「共生型サービス」を創設

〈共生型サービス〉

＊障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設ける（逆も同じ。）。

＊対象となるサービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等を想定

平成 29 年度　第 1 回 金沢市介護保険運営協議会	資料１
平成 29 年 8 月 10 日	

４　介護保険制度の持続可能性の確保

・現役世代並み所得者の利用者負担割合の見直し（平成30年８月施行）

現役世代並み所得者のサービス利用に際して、自己負担割合を３割とする。

〈対象者〉現在、２割負担である者のうち年金収入等が340万円以上の者

改正後は、１割負担91％、２割負担６％、３割負担３％となる。

・介護納付金における総報酬割の導入（平成29年８月から段階的に施行）

各医療保険者に賦課されている介護納付金（第２号被保険者の保険料）について、「加入者数に応じた負担（１人当たり基準負担額×被保険者数）」から「報酬額に応じた負担（報酬支払額に比例した負担）」とする。

〈影響を受ける被保険者数〉「負担増」となる被保険者　約1,300万人

「負担減」となる被保険者　約1,700万人

５　その他

・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

有料老人ホームが新たな高齢者の住まいとして増えている中、
全国的に発生している不正又は不適切事案を踏まえ、指導監督の
仕組みを強化することにより、安心・安全な居住環境を確保

＊悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置を新設

＊平成18年３月31日以前に設置の届出があった有料老人ホームについては、前払金保全措置の義務対象外であったが、今般の制度改正で、これらの有料老人ホームについても保全措置を義務化した。（平成33年４月から適用）

〈前払金〉入居者が終身にわたって支払うべき家賃等を
入居の際に一括して支払うもの

・地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能を適切に発揮していくため、
センター毎の業務状況を明らかにする評価を行い、
その結果に基づいた機能強化を図る。